

---

平成26年 第2回 芦屋町議会定例会会議録 (第4日)

平成26年6月20日 (金曜日)

---

議事日程 (4)

平成26年6月20日 午前10時00分開会

- 日程第1 議案第38号 芦屋町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議案第39号 芦屋町公の施設指定管理者選定委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議案第40号 芦屋町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 第4 議案第41号 町道の路線認定について
- 第5 議案第42号 平成26年度芦屋町一般会計補正予算 (第1号)
- 第6 議案第43号 平成26年度芦屋町病院事業会計補正予算 (第1号)
- 第7 承認第1号 専決処分事項の承認について
- 第8 承認第2号 専決処分事項の承認について
- 第9 報告第3号 専決処分事項の承認について
- 第10 発議第2号 福岡県に乳幼児医療費支給制度の中学校3年生までの拡充を求める意見書について
- 第11 請願第1号 住民説明会の開催を求める請願書について
- 第12 同意第3号 芦屋町固定資産税評価審査委員会委員の選任同意について
- 第13 発議第3号 農業委員会委員の推薦について

---

【出席議員】 (13名)

1番 松上 宏幸      2番 内海 猛年      3番 刀根 正幸      4番 妹川 征男  
5番 貝掛 俊之      6番 田島 憲道      7番 辻本 一夫      8番 小田 武人  
9番 今井 保利      10番 川上 誠一      11番 益田美恵子      12番 中西 定美  
13番 横尾 武志

---

【欠席議員】 (なし)

---

【 欠 員 】

教育長 中島 幸男

---

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美      書記 中野 功明      書記 志村 裕子

---

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	モーターボート競走事業管理者	仲山武義
会計管理者	武谷久美子	総務課長	小野義之	企画政策課長	中西新吾
財政課長	柴田敬三	都市整備課長	大石眞司	税務課長	縄田孝志
環境住宅課長	入江真二	住民課長	池上亮吉	福祉課長	吉永博幸
健康・こども課長	木本拓也	地域づくり課長	松尾徳昭	学校教育課長	岡本正美
生涯学習課長	本石美香	病院事務長	森田幸次	競艇事業局次長	大長光信行
管理課長	藤崎隆好	事業課長	濱村昭敏		

---

【 傍 聴 者 数 】      6名

---

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいま出席議員は13名で会議は成立いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

---

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第1、議案第38号から日程第11、請願第1号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政常任委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 辻本 一夫君

報告第6号、平成26年6月20日、芦屋町議会議長、横尾武志殿、総務財政常任委員会委員長、辻本一夫。

総務財政常任委員会審査結果報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第38号、満場一致により原案可決。

議案第39号、賛成多数により原案可決。

議案第40号、賛成多数により原案可決。

議案第41号、満場一致により原案可決。

議案第42号、賛成多数により原案可決。

承認第1号、満場一致により承認。

承認第2号、満場一致により承認。

以上、報告を終わります。

○議長 横尾 武志君

次に、民生文教常任委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 小田 武人君

報告いたします。報告第7号、平成26年6月20日、芦屋町議会議長、横尾武志殿、民生文教常任委員会委員長、小田武人。

民生文教常任委員会審査結果報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第42号、満場一致により原案可決。

議案第43号、賛成多数により原案可決。

承認第3号、満場一致により承認。

発議第2号、満場一致により原案可決。

なお、意見を付しております。

意見、議案第42号については次のとおり意見を付す。

10款教育費の各小学校及び芦屋中学校監視カメラ設置工事設計委託の予算執行にあたっては、監視カメラ設置の仕様及びその運用を十分に検討し、当委員会と協議の上執行するよう意見を付す。

以上、報告を終わります。

**○議長 横尾 武志君**

次に、議会運営委員長に審査結果の報告を求めます。議会運営委員長。

**○議会運営委員長 益田美恵子君**

報告第8号、芦屋町議会議長、横尾武志殿、議会運営委員会委員長、益田美恵子。

議会運営委員会審査結果報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案番号、請願第1号、議案名、住民説明会の開催を求める請願書について、審査結果、賛成少数、不採択でございます。

以上で終わります。

**○議長 横尾 武志君**

以上で報告は終わりました。

引き続き、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続審査申出書が提出されておりますので、書記にこれを朗読させ、報告にかえます。

書記に朗読を命じます。書記。

[朗 読]

.....

平成26年6月20日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務財政常任委員会委員長 辻本 一夫

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「企画調整に関する件」、「町財政に関する件」、「消防及び災害防止等に関する件」、「税制に関する件」、「建築及び土木に関する件」、「河川に関する件」、「道路整備に関する件」、「芦屋橋に関する件」、「国道495号線に関する件」、「芦屋港湾に関する件」、「上下水道に関する件」、「競艇に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....  
平成26年6月20日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生文教常任委員会委員長 小田 武人

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「戸籍等各種届出及び申請事務に関する件」、「国民健康保険に関する件」、「保健及び健康づくりに関する件」、「子育て支援に関する件」、「福祉政策及び介護保険に関する件」、「環境政策に関する件」、「公営住宅に関する件」、「農業、漁業及び商工振興に関する件」、「観光振興に関する件」、「地域振興に関する件」、「医療及び医療行政に関する件」、「教育振興に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....  
平成26年6月20日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

議会広報常任委員会委員長 川上 誠一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、

で、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「町議会だよりの編集及び発行に関する件」、「町議会のホームページの管理及び運用に関する件」、「議会放映の管理及び運用に関する件」及び「その他町議会の広報に関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

平成26年6月20日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

議会運営委員会委員長 益田 美恵子

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「議会運営に関する件」、「議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件」及び「議長の諮問に関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、議会運営委員長に対する質疑を許します。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○3番 刀根 正幸君

3番、刀根でございます。今回、請願第1号について委員長質問を行います。今回の議会運営委員会において不採択となったその内容についてお伺いいたします。

まず、請願の内容は3点に分かれておりますけど、どの部分が請願に値しないのか、また次に会議の中でどのような審議を行ったのかを簡潔にお答え願います。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

議会運営委員長。

○議会運営委員長 益田美恵子君

お答えいたします。どの部分が請願に値しないのかについてということでございますので、これは3項目の部分的審議ではなく、全体の流れで判断されたものでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○3番 刀根 正幸君

今回の不採択に関しましては、1点目、2点目に関してはですね、まだまだその時期ではありませんよと。もっと研究していく必要がありますよということが書いてあるわけです。それで不採択となったってのはある程度理解できます。しかしながら、3点目に関しましては、町民の負託に応える議会改革を今後も進めることに関して、今後は行わないということなのでしょうか。この件についてご説明願います。

○議長 横尾 武志君

議会運営委員長。

○議会運営委員長 益田美恵子君

今回で議会改革は終わりというわけではなく、意思統一、意見集約ができなかった議会報告会等今後の課題であります。議会改革は今後も検討されるものと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

よろしいですか。ほかにございますか。

ないようですから、議会運営委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。

日程第1、議案第38号から日程第11、請願第1号までの各議案について、順不同により討論を許します。

今井議員。

**○議員 9番 今井 保利君**

9番、今井です。日程第6、議案第43号、平成26年度芦屋町病院事業会計補正予算について、賛成の立場から討論をいたします。

今回、900万以上の人事給与システムの新しい構築ということで、予算が上がっておりますから、委員会の中で質疑をしたところ、自前でやる、自前で開発することも視野においておるが、今後はクラウド、いわゆる一般に社会で通用しているクラウドというシステムも検討に値する、これも検討しながらやっていくという回答がありました。これは芦屋町のほかのシステム、非常にたくさんのお金がかかっていますけども、これはクラウドという一つの大きな前進だと思います。高い評価だと思います。そういう意味において、43号に賛成したいと思います。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

ほかに。川上議員。

**○議員 10番 川上 誠一君**

議案第43号及び承認第1号に対する反対討論を行います。

議案第43号は町立芦屋中央病院の地方独立行政法人化に向けた人事給与システム機器の購入のための補正予算です。私は芦屋中央病院の独立行政法人化には反対を表明しています。独立法人化に向けた人事給与システムを構築し、独立法人化を進めることには反対ですので、議案第43号については反対いたします。

次に、承認第1号に対する反対討論を行います。承認第1号は軽自動車の増税を含む町条例の一部改正です。これは、来年4月以降に車両登録した軽自動車などにかかる軽自動車税増税を国が決めたことを受けて、町が専決処分を行ったものです。

たとえば、50cc以下の原動機付自転車の場合、1,000円が2,000円に、乗用の自家用車の場合、7,200円が10,800円に引き上げられます。軽自動車は、交通基盤が脆弱な芦屋町において、生活や仕事、通学に欠かせないものです。軽自動車税の引き上げは、とりわけ低所得者の方の生活を圧迫します。片山善博元総務大臣は「軽自動車を利用する自営業者の声や保有する人の立場や心情に対する配慮に欠ける」と指摘して、軽自動車税の増税の

道理のなさを批判しました。また、軽自動車を主力商品に揃えるスズキ自動車の鈴木修会長は「弱いものいじめだ」と反発しました。

軽自動車の普及率は地方や過疎の自治体で高く大都市圏では中型・高級車が購入されています。公共交通機関が衰退している地域住民にとって欠かせない足となっている軽自動車や原付などのユーザーに消費税増税と二重の負担を押し付けることは断じて認めることは出来ません。

以上の理由から、この専決処分に反対いたします。

**○議長 横尾 武志君**

ほかにございますか。妹川議員。

**○議員 4番 妹川 征男君**

議案第43号、平成26年度芦屋町病院事業会計補正予算について、反対いたします。そして、請願第1号、住民説明会の開催を求める請願書について賛成討論を行います。

先ほど病院の補正予算については、このシステム機械の備品購入として、資本的支出における建設改良費993万円というのを増額されておりますが、私もこの町立芦屋中央病院の地方独立行政法人化に向けた取り組みということは、まだまだ可決はしておりますけど、私としてはやはり公営企業という形を、今日までの病院でよかったのではないかということを一貫して述べておりますので、この予算の増額については反対いたします。

請願第1号の住民説明会の開催を求める請願書についてですが、議会特別委員会設置の趣旨は「議会は、住民の代表機関であり、多様な住民の意思や議員の専門性向上の必要性を踏まえ、議会の組織運営等の在り方を議会としての機能を十分発揮できる議会改革を推進調査する必要がある」ということから始まり、平成23年9月に議会改革特別委員会が設置されました。

ワーキンググループでの検討を重ね、また19回開催された委員会で議論を重ね、本年3月議会において調査報告書が提出されました。

平成23年12月の第2回目の委員会の内容は、中間報告的なものを住民の皆さんや議会に報告していく。最終的に素案を作成し、必要があればパブリックコメントや住民説明会を行うというのが委員会の総意であったはずです。

しかし、平成26年の3月の19回目の委員会では、議会改革特別委員会調査結果報告書が出されましたが、その際には、住民説明会は行わない。ホームページには載せるが、パブリックコメントは行わない。議会広報委員会にて議会だよりに掲載するという事で終わってしまっているように私は考えております。私は、最終の19回目において、町民の意見を聞く機会をつくるために説明会を行うべきであるとして、第2回目と同じく一貫して説明会をすべきだと意見を述べましたが、受け入れてもらえませんでした。

この2年半に及ぶ委員会の中で、当初の報告会をするというような総意であったにも関わら

ず、まあ2年半近くの中で、どうしてこのように報告会を開かないようになっていったのか、私は今まだわかりません。ただ私は自己反省としてですね、そういう初心を忘れないで、報告会をすべきであったということをもっともっと皆様方に委員会で説明し、そのように導いていかなければならなかったということをご自己反省しております。

今回、住民説明会の開催を求める請願が出ています。私たち議員集団としては、初心に戻って、この請願を受ける責務があると考えます。「みんなで変えよう芦屋の会」からは3度も要望書を受けとっているにもかかわらず、委員会として回答をしたというようなことは聞いておりません。

そもそも議会改革とは何か、なぜ議会特別委員会を設置する必要があったのか。ワーキングや委員会での意見交換の中で、わかってきたと言え、議会の問題として、議会の現状は、議会不要論に代表されるように、執行部の迫認機関に過ぎないのかとか、議会そのものが民意から乖離した存在になっているのではないかというようなことを我々の仲間でも話し合いがあったはずで

また、住民の問題としては、議会に関心が薄い、議会任せにされているというような事も我々は討論の中で、それぞれが意見を戦わせたはずで

では、このような問題の原因は何か、それらを探り、その解決策として、住民の代表機関として多様な住民の意思を踏まえた議会運営を行わなければならないこと、議会議員は常に町民主権、町民の知る権利のために町民の期待に応える姿勢を保つ、そういう体制にあるべきことは共通認識であったはずで

そのためには、自治の基本原則である、町民主体と情報の共有を図ること。開かれた議会、町民とのコミュニケーションを図るために議会報告会を実施すること。このようにして町民の意見や批判を謙虚に聞きながら、コミュニケーションを図ることが議会の活性化につながり、住民が幸福に暮らすことができる施策がとれるのではないか。そのための議会改革特別委員会設置の目的ではなかったのでしょうか。そこで初めて、議会が変われば行政が変わるという自負を持ち、町民と協働し、町民の幸せにつながる町づくりを目指し、町民の負託に全力で応えることにつながるのではないのでしょうか。

請願が提出されたことを契機にして、私たち議員集団は初心に戻って、請願項目について開催しようではありませんか。そういう趣旨に基づいてこの請願書に賛成いたします。

**○議長 横尾 武志君**

ほかにございませんか。刀根議員。

**○議員 3番 刀根 正幸君**

3番、刀根でございます。

議案第42号、平成26年度芦屋町一般会計補正予算（第1号）並びに請願第1号について

賛成討論をおこないます。

まず、議案第42号でございますが、この件に関しましては、私は委員会の中で反対の立場をとらせていただきました。それは、学校教育における防犯カメラ設置の内容がよく見えなかったという点がございまして。ただ、今回委員長報告にもございましたとおり、この内容については十分な当委員会との協議ということで審議されておりますので、これを取り除きまして、賛成するものでございます。

ではもう1点が請願第1号についてでございます。今回の請願につきましては、今議会の初日に今井議員から趣旨説明が行われました。今回の請願内容は議会改革特別委員会における審議の経過についての住民説明会の開催であります。そこで、今回の特別委員会の審議経過について考えたとき、議員間の考え方に違いがありましても、一様に住民から見た視点で議会活動の活性化を目指し、検討し、従来の内容を改善したものと考えております。その一つが広報委員会の設置であり、また執行部からの行政報告など情報提供というものが円滑になってきているということでございます。まだまだ、十分ではないにいたしましても、従来にない行動でございます。

もう1点が住民に対する相互理解の関係づくりでございます。法律的には、行政報告会、住民に対しての住民報告会の義務規定はございません。議員が住民の負託を受けて当選し、議会活動を行う。そして、議員個人の活動を町政報告として実施することができます。しかし、今回のように特別委員会を設置し、議員全体で決定した事項を広報等で一定の周知は行っておりますが、住民の意見を聞く機会は与えてはおりません。住民との相互理解を深めていくところにより、町政の更なる発展を期する上においても、住民の意見を拝聴する場は必要であり、これを議員個人で行うことは妥当ではないというふうに考えております。住民の立場では、どのように改善されたのか関心のあるところで、民主政治の健全な発展を願う中、今回のような請願は当然のことだと考えております。

先だって、郡内の議員研修において、前北九州市長の末吉氏が公演されました。その際に図書を買ったんですけども、その中に、「固定概念を打ち破る人間末吉興一の語録」というのがついております。その中に末吉氏の考え方、行動指針がまとめられたものがありました。その一説に「チャレンジが改革を生む、三不主義から脱却せよ」との内容で13項目、「組織のコミュニケーションは活力だ」の中には、「困難に負けるな、困難こそ人と組織が活性化する議論の場ではできるだけ異質な人を加えよ」といった内容で8項目載っております。また、芦屋町におきましても、以前、助役を務めておられました矢野氏から昭和36年度に米軍基地撤退の後の利用について、当時のお話を聞く機会がありました。その時の町長のお話として、町長は双方の意見を十分に聞いた中で、現在の航空自衛隊になったのだということでした。しみ

じみと黒山氏の行動について褒められておりました。この核となる考え方、たとえそれが異質の考えであっても、十分意見を聞いて、そのうえで問題、課題を除き、誰もが納得のいく判断を下していく、それが住民からの信頼を得ることができるものではないかと考えております。以上のことから住民説明会の開催を求める請願に賛成するものです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。まず、日程第1、議案第38号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第38号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第2、議案第39号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第39号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第40号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第40号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第41号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第41号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第42号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の

方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第42号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第43号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第43号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、承認第1号について、委員長報告のとおり原案を承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、承認第1号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第8、承認第2号について、委員長報告のとおり原案を承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、承認第2号は、原案を承認することに決定いたしました。

次に、日程第9、承認第3号について、委員長報告のとおり原案を承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、承認第3号は、原案を承認することに決定いたしました。

次に、日程第10、発議第2号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、発議第2号は、可決することに決定いたしました。

次に、日程第11、請願第1号について、委員長報告は不採択であります。この請願を採択することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成少数であります。よって、請願第1号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の調査について、それぞれ再付託の申し出が 있습니다。つきましては、これを申し出のとおり再付託することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で採決を終わります。

なお、可決された意見書は議長から関係機関に送付いたします。

---

○議長 横尾 武志君

次に、新たな議案が提出されております。

お諮りします。日程第12、同意第3号を議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

みなさん、おはようございます。

議員各位の皆様方におかれましては、連日のご審議、大変お疲れさまでございます。

早速ではございますが、本日追加提案いたしております、人事議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

同意第3号の芦屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきましては、安高俊光氏の任期が平成26年6月21日をもって満了となりますので、後任に小田憲二氏を選任いたしたく議会の同意をお願いするものです。

小田氏は固定資産に関する見識を備え、温厚、誠実な方で委員として適任でありますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上、簡単でありますが提案理由の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。日程第12、同意第3号については、人事案件でございますので、この際、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で採決を終わります。

お諮りします。日程第12、同意第3号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、同意第3号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第13、発議第3号、農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。農業委員会委員の推薦については議長の指名による推薦といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。発議第3号、農業委員会委員の推薦について書記に原案を朗読させます。書記。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

ただいま朗読いたしました、内海議員は地方自治法第117条の規定により除斥となりますので内海議員の退席を求めます。

〔2番 内海猛年君 退場〕

○議長 横尾 武志君

お諮りします。内海議員を農業委員会委員に推薦することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で採決を終わります。

内海議員の入場を求めます。

[2番 内海猛年君 入場]

---

○議長 横尾 武志君

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、あわせて、平成26年芦屋町議会第2回定例会を閉会します。長い期間のご審議お疲れさまでした。

午前10時37分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員